

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市における人口構造は、男女共に60代から70代が最も多く、少子高齢化が進んでおり、今後も人口減少を伴いながら続く見通しである。

また、産業構造は、卸売・小売業が最も多く、次いで製造業、建設業、宿泊・飲食サービス業といった中小企業が大半を占めている。これらの中小企業は、経営者や技術者の高齢化や後継者難等が進み、経営力向上や安定化を図る革新や技術・技能の円滑な継承が課題となっている。

このことから、導入促進基本計画に沿った先端設備等を導入する可能性が高い中小企業が多いことが想定される。

(2) 目標

当市は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市中小企業者の生産性向上を図る。

これを実現するための目標として、計画期間中に4件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

当市において先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、卸売・小売業が最も多く、次いで製造業、建設業、宿泊・飲食サービス業と多種多様となっている。このことから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

但し、太陽光発電設備については、全量自家消費を目的とし、主たる事業場所にある設備とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、多種多様であり、市内各所に広域に立地している。このことから、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、卸売・小売業が最も多く、次いで製造業、建設業、宿泊・飲食サービス業と多種多様となっているため、本計画において対象とする業種・事業は、全ての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定化に配慮するため、人員削減を目的とした又は人員削減と見受けられる取組、健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する又は反すると見受けられる取組、反社会勢力と関係している又は関係していると見受けられる取組及び、市長が認定の対象としないと判断した取組については、対象としない。

また、市税等を滞納している者は、認定の対象としない。